入　札　心　得　書

（競争入札の参加者の資格）

第１条　競争入札には、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第１項各号に掲げる者は、参加することができない。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

2　次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、3 年以内の期間を定めて競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も、また同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(1)　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2)　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3)　落札者が契約（仮契約を含む。）を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4)　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5)　正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者

(6)　この項(この号を除く。)の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に際し、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（建設工事に係る一般競争入札の参加者の資格）

第２条　建設工事に係る一般競争入札に参加しようとする者は、当該一般競争入札に係る公告において指定した期日までに前条第 1 項の規定するものでないことを確認できる書類及び当該公告において指定した書類を添えて、契約担当者にその旨を申し出なければならない。

（入札保証金）

第３条　入札者は、入札書提出前に、見積る額の 100 分の 5 以上の入札保証金を出納員又は分任出納員に納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

２　前項の入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供することによって、これに代えることができる。

(1)　政府の保証のある債券

(2)　金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

(3)　銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用組合連合会の発行する債券(以下「金融債」という。)

(4)　その他市長が確実と認めた担保

３　前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
(1)　国債及び地方債　政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治 41 年勅令第 287 号)の規定及びその例による金額
(2)　政府の保証のある債券及び金融債及び公社債　額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の８割に相当する金額
(3)　金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手　小切手の券面金額
(4)　その他市長が確実と認めた担保　別に定める額
４　入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、開札が終わった後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約（仮契約を含む。）締結後に還付する。
５　落札者は、入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充当することができる。
６　落札者が契約（仮契約を含む。）を締結しないときは、入札保証金は市に帰属する。

（入札等）
第４条　入札に加わる者は、仕様書、図面、契約書（仮契約書を含む。）案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書（仮契約書を含む。）案、現場等について疑点があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
２　入札書は、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに、入札箱に入れなければならない。
３　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
４　入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
５　入札者又はその代理人は、同一の入札において、他の入札者の代理人となることができない。
６　入札は、郵便によって行うことができない。ただし、公告等において、これによることを認めた場合は、この限りでない。

（入札の辞退）
第５条　一般競争入札に参加する者及び指名業者（指名競争入札の参加者に指名した旨の通知を受けた者をいう。次項について同じ。）は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
２　指名業者は、入札を辞退するときは、当該入札を辞退する旨を明記した書類を契約担当者に提出しなければならない。
３　入札辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）
第６条　入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
（無効の入札）
第７条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　入札の参加資格のない者がした入札
(2)　同一の入札について２以上の入札をした者の入札
(3)　公正な価格の成立を害し、又は不正な利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
(4)　入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別し難い入札又は金額を訂正した入札
(5)　入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付額が不足である者がした入札
(6)　その他入札条件に違反した入札

（同価入札の取扱い）
第８条　落札又は落札候補となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに、くじで落札者等を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は入札の立会いの依頼をしておらずその場にいない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金）
第９条　落札者は、契約を締結するときまでに、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
２　第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定は、契約保証金についてこれを準用する。

（契約書の取りかわし）
第 10 条　落札者は、落札決定の日から 7 日（契約の締結について議会の議決を要するものにおいては、議会の同意があった日から 7 日）以内に遅滞なく契約書（仮契約書を含む。）を取り交わさなければならない。ただし、契約（仮契約を含む。）締結延期の承認を受けたときは、この限りでない。
２　落札者が前項の期限（締結延期の承認を受けたときはその期限）までに契約書を取り交わさないときは、落札者としての地位を失うものとする。

（保証人）
第 11 条　落札者は、契約（仮契約を含む。）を締結するときは、工事の請負契約、1 件 200 万円超えない製造及び物品の買入れの場合を除き、自己と同等以上の資格及び能力を有する保証人を立てなければならない。

（契約書の提出部数）
第 12 条　落札者は、契約書（仮契約書を含む。）を２通（保証人を置く場合は、３通）契約担当者に、提出しなければならない。